

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に係る 日本学生支援機構奨学金 緊急採用・応急採用及び JASSO 支援金について

この度、災害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

日本学生支援機構では、災害救助法適用地域にて被災された世帯の学生について緊急応急奨学金での対応を図っております。また、学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方への JASSO 支援金の申請を受け付けています。

ついては、大きな被害を受け、経済的に今後の学業継続が著しく困難になった学生は、大至急窓口にご相談ください。

記

○奨学金緊急採用・応急採用について

1 災害救助法適用地域（災害救助法適用日：令和元年8月28日）

【佐賀県】佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神崎市、神崎郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町、東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町、藤津郡太良町

2 適用地域の準用 以下の場合、適用地域に準じて取り扱います。

- （1）災害救助法の摘要を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生
- （2）上記（1）の地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生

3 貸与始期及び貸与終期

緊急採用（第一種・無利子）

【貸与始期】2019年8月以降の希望月 【貸与終期】2020年3月（延長可）

応急採用（第二種・有利子）

【貸与始期】2019年4月以降の希望月 【貸与終期】修業年限の終了月

4 提出書類

被災証明書及び大学の指示する書類

○JASSO 支援金について

- 1 対象者 本災害により学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた者。
- 2 申請方法 本学を通じて申し込みます。
- 3 支給額 10万円（返還不要）

※その他、奨学金返還者の減額返還や返還期限猶予の制度がありますので、窓口へ相談ください。

令和元年8月29日 学生支援課学生サービス係
(083-933-5165)